

維持会員規程

昭和 34 年 3 月制定 昭和 47 年 6 月改正
平成 10 年 5 月改正
平成 15 年 1 月改正
平成 20 年 8 月改正
平成 23 年 12 月改正

第 1 条 本研究所定款第 3 条の目的に賛同して入会を申込み、理事長の承認を受けた者を本研究所の維持会員とする。

第 2 条 維持会員は、次の 3 種類に分ける。

- (1) 特別会員
- (2) 賛助会員
- (3) 普通会員

第 3 条 1. 維持会員会費は、次のとおりとする。

- (1) 特別会員 年額 15 万円
- (2) 賛助会員 年額 10 万円
- (3) 普通会員 年額 5 万円

2. 前項の会費は、入会申込の際 1 年分または半年分の会費を納付するものとする。

3. 既納の会費は、返還しない。

第 4 条 維持会員は、本研究所が定款第 4 条に掲げる事業を行なう場合、次の特典を持つものとする。

- (1) 機関誌、資料、図書等の無料配付
- (2) 各種講習会、講演会につき 1 会社もしくは、1 団体 2 名までの無料参加
- (3) 不動産に関する各種の相談
- (4) 不動産の鑑定評価についての評価料の割引。ただし、各類型毎の基本鑑定報酬額表の最低報酬額を限度とする。
 - ①特別会員については、1 件につき規定評価料の 15%までを割引
 - ②賛助会員については、1 件につき規定評価料の 10%までを割引
 - ③普通会員については、1 件につき規定評価料の 5%までを割引

第 5 条 1. 維持会員は、次に該当する場合は退会とする。

- (1) 会員から退会の申出があったとき
- (2) 企業または団体が破産、もしくは解散、又はそれに類する状態になったとき
- (3) 維持会員会費が請求日から起算して 6 ヶ月以上未納となったとき
- (4) 理事長が除名を適当と認めたとき

2. 前項の規定により退会した会員の既納の会費は返還しない。

以 上